

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 第 6 回滋賀地方最低賃金審議会
議事録

開催日時	令和 6 年 3 月 6 日（水） 16 時 02 分～16 時 32 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席 <u> 3 </u> 人（定数 5 人） 労働者代表委員 出席 <u> 5 </u> 人（定数 5 人） 使用者代表委員 出席 <u> 5 </u> 人（定数 5 人） 事務局 <u> 5 </u> 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透 事務局 小島労働局長 中井労働基準部長 口賃金室長 辰巳賃金指導官 浜口労働基準監督官
主要議題	1 特定（産業別）最低賃金について 滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止について 令和 6 年度 滋賀県特定（産業別）最低賃金の意向表明について 2 最低賃金審議会の運営について 令和 6 年度の審議日程（案）について 令和 6 年度の実地視察について 令和 6 年度 第 1 回 滋賀地方最低賃金審議会の公開について
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「第6回 滋賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況について、報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の計13名のご出席です。

したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。なお、公益代表の佐野委員、同じく公益代表の石井委員におかれましては、事前に欠席のご連絡をいただいております。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことを報告いたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせいたします。

それでは、これからの議事進行は、平井会長にお願いいたします。

○会長

みなさん、こんにちは。

お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

最初に本日の資料について、事務局から説明をしてもらいます。

よろしくお願いたします。

○事務局（指導官）

それでは、資料につきまして説明させていただきます。なお、詳細は追って説明させていただきます。

1 ページ、資料 No. 1 は、「2024 年度（令和 6 年度）滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正等意向表明」となっております。

3 ページ、資料 No. 2 は、「滋賀県特定（産業別）最低賃金 適用使用者数・労働者数」となっております。

5 ページ、資料 No. 3 は、「日本標準産業分類の改正に伴う特定最低賃金の取り扱いについて」となっております。

7 ページ、資料 No. 4 は、「令和 5 年度滋賀地方最低賃金審議会開催状況」となっております。

9 ページ、資料 No. 5 は、「令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」で、9 ページが地域別最低賃金、10 ページが特定（産業別）となっております。

11 ページ、資料 No. 6 は、「令和 6 年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程（案）」となっております。

最後に 13 ページ、資料 No. 7 は、「今年度の最低賃金周知広報用資料（リーフレット）」です。前にも貼っておりますが、滋賀県最低賃金と特定（産業別）最低賃金を併記して掲載したもので、滋賀労働局におきまして作成したものとなっております。これらのリーフレットや同じ図柄のポスターを滋賀県及び県内の各市町、各商工会議所・商工会などの関係団体のほか図書館、市民ホール、道の駅など多くの県民の目に触れる場所等に配布するなどして、改正された最低賃金の周知を図ったところでございます。

本日の資料につきましては以上でございます。

○会長

それでは、議事を進めてまいります。

議題（１）「特定（産業別）最低賃金について」です。

まず、「令和 5 年度滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止について」ですが、今年度の 4 件の滋賀県特定（産業別）最低賃金に係る審議は、令和 5 年 11 月 1 日に答申を行い、異議申出がなかったことから、既に 12 月 31 日から発効しており、全ての審議が終了しています。

したがいまして、滋賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、今年度の 4 件の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止したいと思います。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

○各委員

〔異議なし〕の声。

○会長

はい、ありがとうございます。

それでは、今年度設置しました 4 件の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止いたします。

次に、「令和 6 年度 滋賀県特定（産業別）最低賃金の意向表明について」です。資料 1 のとおり労働者側から 6 件の滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正について、意向表明がありましたので、労働者側からご説明をお願いしたいと思います。

○労働者側委員

それでは、資料 1 ページでございます。

去る令和 6 年 2 月 19 日に、滋賀労働局長と平井会長に滋賀県（特定）産業別最低賃金改正等の意向表明をさせていただきました。

内容については、資料の 2 ページでございますけれども、令和 6 年度につきましては、令和 5 年度に審議をいただきました、窯業・土石、一般機械、精密電機、自動車・同附属に加えて、かねてから、なかなか合意に至っておりませんが、新繊維並びに各種商品小売を含めた 6 業種、これで令和 6 年度改正に向けた意向表明をさせていただきたいと思います。

とりわけ、新繊維については労働協約ケースとっておりますし、特定最賃そのものはやはり、基幹的労働者の位置付けから労働協約でいう一般に高卒初任給レベルということからすると、はるかにそれより上回る賃金が妥当だと

我々は思っております。

今回について、労働協約では新繊維と精密電機、公正競争では窯業・土石、一般機械、自動車・同附属、各種商品小売という形で意向表明とさせていただきます。また、新繊維と各種商品小売については意見陳述する場として参考人招致をさせていただきたいと思っております。これについても令和6年度にお取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○会長

ただ今、労働者側から、令和6年度 特定(産業別)最低賃金の改正について、意向表明がございました。

今回、意向表明された6件について、資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(指導官)

それでは説明させていただきます。

まず、意向表明の内容につきましては、資料No.1となっております。

資料No.2は、「滋賀県特定(産業別)最低賃金 適用使用者数・労働者数」となっておりますが、この適用労働者数につきましては、特定(産業別)最低賃金の申出要件であります定量的要件の基準となる数字ということとなります。

この数字につきましては、総務省が実施する「経済センサス」の最新の結果に基づいて確認するということになっているところであり、現時点での最新のものである令和3年センサスの結果をもとに、令和5年度に実施しました「最低賃金に関する基礎調査」で得ました各産業別最低賃金の適用除外労働者数から推算した各業種の適用除外労働者数を除く形で算出しております。

続きまして、資料No.3について説明させていただきます。

日本標準産業分類の改正が令和6年4月1日に施行予定とされております。

当局の業種としましては、各種商品小売が今まで百貨店、総合スーパーとその他の各種商品小売となっておりますが、各種商品小売の中に、百貨店、総

合スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店、その他の各種商品小売ということで、小分類が変わってきます。

本年の申し出の際、適用業種の変わりがない場合は今までどおりの内容で申し出をしていただき、適用業種の変更ということになれば新設という形で申し出となります。資料 No. 3 の「3 取扱いのポイント」を見ていただきますと、申出は適用業種の範囲に変更がない場合には、旧の産業分類で行っていただき、改正することとなった場合には、件名を新産業分類に基づく件名とし、適用対象業種の範囲を記載することとなります。

新設の場合は、新産業分類で申出を行っていただくこととなります。

資料の説明は以上となります。

○会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

○労働者側委員

新産業分類に変わるとした場合に新設になるとのことですが、その場合にはコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター含めて適用労働者数というのは事前にお示しをいただけるということでしょうか。

○事務局（指導官）

事前にお示しさせていただけるかどうか、確認して後日回答させていただきます。

○労働者側委員

また今年も旧の「各種商品小売業」という形で申請をさせていただいていますが、決定の時には名称はどのようになるのでしょうか。

○事務局（指導官）

「各種商品小売業」という名称は変わらず、適用業種を「百貨店、総合スー

パーマーケット、その他の各種商品小売業」という3つの業種をうたってということになります。

通常ですと資料6ページに答申文の(本体)と(別紙)ということで、(本体)は「滋賀県各種商品小売業の改正決定について」という件名となりますし、(別紙)で「2適用する使用者」のところで細かく示すこととなり、「滋賀県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金」という正式な決定文と、「滋賀県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金に該当する」というこの3つに絞り込んだものが現行の最低賃金に合致するというということになります。

○労働者側委員

既に申請しておりますのでこのまま変更はないのですが、逆に新しくできました「ドラッグストア、ホームセンター」等を別建てで申請することは可能なのでしょうか。

○事務局(指導官)

はい。別建ては可能です。

○労働者側委員

では、各種商品小売業の中のドラッグストアだけを特出して申請することは可能だということですか。

○事務局(指導官)

はい。

○労働者側委員

今年は考えていないのですが、来年以降検討したいと思います。
ありがとうございました。

○会長

その他、ご質問ございますか。

○全委員

(質問等なし)

○会長

よろしいですか。

では、労働者側から6件の特定(産業別)最低賃金改正に係る意向表明があったことについて、使用者側からご意見等があれば、お願いしたいと思います。

○使用者側委員

6業種の改正に係る意向表明を受けて、正式に申し入れをいただいた段階で、使用者側としても真摯に検討してまいりますので、よろしくお願いたします。
以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございます。

今の使用者側のご意見につきまして、特段何かございますか。

○労働者側委員

現時点、意向表明でございますので、実際に申し出た後、真摯に協議をいただくということですので、その場で真摯に協議をさせていただければと思います。

○会長

労働者側から「特別検討小委員会で、参考人の意見陳述を行いたい。」とのご意見をいただいておりますが、これについて事務局から何かございますか。

○事務局（室長）

来年度の審議会で審議・決定していただくこととなりますが、今年度と同様に、令和6年度の特定（産業別）最低賃金改正に係る申出後に、参考人の「推薦書」と「同意書」を、事務局にご提出していただくこととなります。

よろしく願いいたします。

○会長

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題、(2)「最低賃金審議会の運営について」です。

まず、「令和6年度の審議日程（案）について」、事務局は、説明をお願いいたします。

○事務局（室長）

令和6年度の日程（案）については、資料6のP11を参照願います。こちら第56期令和6年度滋賀地方最低賃金審議会でご審議いただく議題ですが、第56期各委員の皆様の日程確保及び会場の確保のため、ご審議の程よろしく願います。

先ず、日程(案)の基本的な考え方についてご説明いたします。滋賀県最低賃金の審議日程は、資料5のP9で、10月1日指定日発効を目指し、逆算の形で日程を組んでおります。

また、滋賀県特定（産業別）最低賃金の審議日程は、同じく資料5の資料P10で、令和6年12月年内の発効を目指した日程としています。

さらに、昨年と同様に委員の皆様の日程確保及び会場確保の都合上、特定(産業別)最低賃金専門部会の日程をある程度固定しています。今年度を参考としまして、1回目、2回目、3回目を1週間以上開けて、3回目は10月の最終週にしております。

特賃は4件のみしか記載しておらず申し訳ございませんが、専門部会の設置が4件を超える場合は、(案)の日程の前日に実施したいと考えております。

また、日付の前に赤色の四角印()があるものは、固定日です。赤色の米

印()はできるだけこの日で実施したいと考えている日程です。緑色文字は、特定(産業別)最低賃金改正に係る“意向表明”及び“申出”のおおよその日程ですので、労働者側は、ご確認をお願いします。青色文字は、事務局側の手続きですので、委員の皆様には無視していただいて結構です。

以上となります。

○会長

令和6年度の審議日程(案)ですが、ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

○会長

日程(案)について、ただいまの事務局の説明で、何かご質問、ご意見等はございますか。

○公益委員

この赤 は動かさないのですか。

○事務局(室長)

目安や発効日を考えますと、ギリギリの日程となっておりますが、1~2日何かご都合が悪いということであれば、調整させていただいて来年度の審議会で審議させていただければと思います。

具体的にどの日かご都合悪いところはございますか。

○公益委員

すみません。米印の地賃の1回目、7月5日の午後は都合が悪いのですが、調整可能でしょうか。7月4日はダメでしょうか。

○事務局(室長)

みなさま、いかがでしょうか。

この場でおっしゃっていただければ、地賃の1回目は諮問ですので調整可能です。その前後で検討させていただきます。

○労働者側委員

7月3日は、都合が悪いです。

○使用者側委員

特に大丈夫です。

○事務局

では、会議室の空き状況等を確認して、7月4日で調整させていただき後日連絡いたします。

○会長

それでは、事務局で、各委員の意見・要望等を反映した日程（案）に修正していただき、第56期令和6年度第1回滋賀地方最低賃金審議会に提出したいと思います。

次に、「令和6年度の実地視察について」、事務局から説明してください。

○事務局（室長）

実地視察について、令和4年度は、滋賀県最低賃金を主眼とした視察を1か所半日実施し、令和5年度は特定（産業別）最低賃金を主眼とした実地視察を1か所半日実施しました。

令和6年度も今年度と同じく、合同専門部会の前後に実地視察を計画したいと思います。視察事業場数につきましては、事業場のご協力を得ることが難しく、日程的にも厳しいこともあり、1～2事業場が限界かなと考えております。

事業場の選定に当たりましては、労働者側委員及び使用者側委員の皆様の所属事業所に対応いただけるか、ご検討よろしくお願いいたします。

実施方法は、今年度と同様、現地集合・現地解散で、公労使事務局、各2～

3名の10名前後で実施したいと考えております。

以上です。

○会長

ただいま、事務局から実地視察について説明がありました。ご質問・ご意見等は、ございますでしょうか。

○労働者側委員

業種的には、今年のところと違う業種がいいのでしょうか。

○事務局（室長）

できれば違う業種がいいのではと思いますが、受け入れていただく事業場も限られてくると思いますのでお任せさせていただきますので、それぞれ候補をあげていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○会長

よろしいですか。

特に異議はありませんでしたので、事務局（案）を第56期令和6年第1回滋賀地方最低賃金審議会に提案してください。

続きまして、「令和6年度第1回滋賀地方最低賃金審議会の公開（傍聴の可否）について」です。事務局は、説明してください。

○事務局（室長）

令和6年度の第1回目の滋賀地方最低賃金審議会の公開（傍聴の可否）は、当該審議会の開催前に傍聴希望者の公示を行いますので、本審議会で決定しておく必要があります。

令和5年度はみなさまご存じのとおり、公開で審議をしております。

ご審議よろしく願いいたします。

○使用者側委員

例年どおりでいいと思います。

○労働者側委員

こちらも例年どおりでいいと思います。

○会長

その他、意見等はございませんか。

○各委員

〔意見等なし〕

○会長

それでは、令和6年度第1回滋賀地方最低賃金審議会は、公開(傍聴可)といたします。

事務局は、「傍聴取扱要領」に基づき、公開の手続きをお願いします。

続きまして、議題(3)「その他」についてですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○全委員

〔意見等なし。〕

○会長

最後に事務局から何かありますか。

○事務局(室長)

この1年間、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当審議会を優先してご出席いただきまして、調査・審議を尽くしていただいたことに、心から感謝申し上げます。

また、つたない私の議事進行でご迷惑をおかけし、事務局としても十分行き届かない点があったと思いますが、皆様のおかげで何とかここまで来ることができました。

ありがとうございました。

○会長

最後に、局長からご挨拶をいただけるということですので、よろしくお願ひします。

○局長

今年度最後の開催となります滋賀地方最低賃金審議会におきまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、この1年間、ご多忙のところ、滋賀県最低賃金及び滋賀県特定（産業別）最低賃金の改定につきまして、真摯にご審議いただき、誠にありがとうございました。

今年度を振り返りますと、令和5年度の地賃につきましては、A、B、Cの3ランク制に改正されることに加えまして、中賃において過去最高額となる目安の答申となり、そのような中で異常な暑さとも言えるタイトなスケジュールの中で、みなさま真摯にご審議いただき、滋賀県最低賃金につきましては過去最高40円アップとなり、予定どおり10月1日発効することができたこと、さらには、4件の滋賀県特定最低賃金の審議につきましても厳しいスケジュールの中で集中的なご審議をいただき、全てが1,000円を超えるといった“全会一致”で結審され、こちらは無事、昨年内に発効することができました。

改めて感謝申し上げます。

さて、本日をもちまして、今年度の全ての審議が終了することとなりますが、11月2日に閣議決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」におきまして、総理から「公労使の三者の最低賃金審議会で、毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す」といった発言がございました。

最低賃金の引上げにつきましては、令和6年度においても引き続き重要な政策課題となっているところでございますが、第56期の委員の皆様におかれましても、引き続きの審議につきまして来年度もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

重ねてのお礼となりますが、今年度のご対応、誠にありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

これで、今年度の全ての審議が終了となります。

委員の皆様、円滑な審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

これで、「第56期 令和5年度 第6回 滋賀地方最低賃金審議会」を終了いたします。

どうもお疲れ様でした。